

# 神戸市密集市街地防災まちづくり寄付受け事業補助金等交付要綱

平成28年9月30日 住宅都市局長決定  
令和4年4月1日 改 定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、神戸市密集市街地防災まちづくり寄付受け事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付及び土地の寄付受け等の手続きに関して必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 老朽建築物 昭和56年5月31日以前に着工された、主要構造部が木造の建築物をいう。
- (2) 神戸市密集市街地防災まちづくり寄付受け事業 所有者が市に土地を寄付することを条件に、老朽建築物の除却や土地の境界確定等を支援することで、密集市街地における延焼危険性の低減や避難困難性の解消等の防災まちづくりの促進を図る事業をいう。

### (寄付の要件)

第3条 次の各号の条件を満たしたものに限る。ただし、市長が認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 別表1に定める区域に土地が存すること。
- (2) 防災まちづくりに寄与すると認められること
- (3) 土地の所有権を有する者全員の同意が得られていること。
- (4) 地積測量図が存すること又は、地積更正登記が完了していること。
- (5) 土地に建築物及び工作物等が存しないこと。
- (6) 土地に賃借権等が設定されていないこと。
- (7) 土地が人の往来のある道でないこと。

## 第2章 土地の寄付受けの採択等

### (採択の申請)

第4条 土地の寄付を申し出ようとする者（以下「申出者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、申出者は土地の所有権を有する者でなければならない。

- (1) 採択申請書（様式第1号）
- (2) 位置図、配置図、周辺現況写真
- (3) 公図、登記事項証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (採 択)

第5条 市長は、前条の採択申請書を受け付けた場合、神戸市密集市街地防災まちづくり寄付受け事業都市局審査委員会設置要綱に基づく審査委員会にて、防災まちづくり等に寄与すると認められたもののうち、予算の範囲内において採択をする。

2 市長は、前項の採択の結果について、申出者に対し採択通知書（様式第2号）又は不採択通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の採択通知書に次の条件を付すものとする。ただし、市長が認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 申出者は、採択通知書の受理後、速やかに事前同意書（様式第4号）及び印鑑証明書を提出しなければならない。
- (2) 申出者は、採択通知書の受理後、概ね2年以内に土地の所有権を市に移転しなければならない。

（採択の取消し）

第6条 市長は、申出者が前条第3項の条件を満たさない場合は、採択を取り消すことができる。

2 市長は、前項により採択を取り消したときは、速やかにその旨を採択取消通知書（様式第5号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

### 第3章 土地の境界確定等支援

（土地の境界確定等の要件）

第7条 次の条件を満たしたものに限る。ただし、市長が認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 土地及び建物の所有権を有する者全員の同意が得られていること。
- (2) 第5条により採択され、事前同意書を提出していること。

（対象者）

第8条 補助事業の対象となる者は、次に該当するものとする。ただし、市長が認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 第4条による申出者であること。

（対象経費）

第9条 補助金の対象となる経費は、補助事業者等が実施した土地の境界確定等に係る費用のうち、次の各号の合計とし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。また、補助事業者等が法人の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

- (1) 測量費
- (2) 地積更正登記等に要する費用
- (3) 相続登記に要する費用
- (4) その他市長が必要と認める費用

（補助金の額）

第10条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

- (1) 対象経費
- (2) 市の定める額

（計画承認申請）

第11条 申請者は、補助対象事業にかかる事業の開始前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、第9条第1項第3号のうち事前同意書（様式第4号）の提出日以降に相続が生じ必要となった費用によるものについてはこの限りではない。

- (1) 計画承認申請書（様式第6号）
- (2) 採択通知書の写し
- (3) 土地の境界確定等に係る費用の見積書の写し
- (4) 登記事項証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### (計画承認通知等)

第 12 条 市長は、前条の規定による申請について審査し、その結果を計画承認通知書（様式第 7 号）又は計画不承認通知書（様式第 8 号）により申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により計画の承認を通知する場合において、必要があると認めるときは、計画承認通知書に条件を付することができる。

3 申請者は、第 1 項の計画承認通知書の交付を受けたあとでなければ、補助対象事業の契約をしてはならない。

#### (計画承認内容変更等)

第 13 条 申請者は、前条で承認された内容について変更がある場合は、計画承認内容変更申請書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の内容について変更する必要があると認める場合は、計画変更承認通知書（様式第 10 号）により申請者に対して通知する。

3 市長は、前項の規定により計画の承認内容の変更を通知する場合において、必要があると認めるときは、計画承認変更通知書に条件を付することができる。

#### (計画承認申請の取下げ・取止め)

第 14 条 第 11 条の規定による申請を取り下げ又は第 12 条第 1 項の規定による市長の承認を受けた計画を取り止めようとする者は、計画承認取下げ・取止め届（様式第 11 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請は取り下げられたものとして扱うことができる。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は除く。

(1) 第 11 条の規定による計画承認申請の内容に不備があり、計画承認に至らないまま 180 日が過ぎたとき

(2) その他市長が不適當と認める事由が生じたとき

3 市長は、第 11 条の規定による計画承認申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請は取り止めたものとして扱うことができる。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は除く。

(1) 第 12 条第 1 項の規定による通知を受けた日から概ね 1 年を経過しても完了報告に至らないとき

(2) その他市長が不適當と認める事由が生じたとき

4 市長は、前 2 項に該当する場合は、計画承認取下げ・取止め通知書（様式第 12 号）により申請者に通知するものとする。

#### (計画承認の取消し)

第 15 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、計画承認の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、計画承認を受けたとき

(2) この要綱の規定若しくはこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき（やむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。）

(3) その他市長が不適當と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により、計画承認の全部又は一部を取り消す場合は、計画承認取消通知書（様式第 13 号）により、申請者に通知するものとする。

#### (完了報告)

第 16 条 申請者は、補助対象事業にかかる事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

(1) 完了報告書（様式第 14 号）

(2) 契約書の写し

- (3) 領収書の写し又は補助事業者が当該業務を請け負った業者に支払ったことを証する書面の写し  
(該当しない場合は不要)
- (4) 地積更正登記及び地積測量図等の写し等
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告書は、第 12 条第 1 項の規定による通知を受けた日から概ね 1 年以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるものについてはこの限りでない。

#### (交付申請)

第 17 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、前条の完了報告書の提出後、概ね一年以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第 15 号(補助金の受け取りを他の者に委任する場合は様式第 15 号の 2))
- (2) 採択通知書の写し
- (3) 計画承認通知書の写し(第 11 条第 1 項ただし書きによる場合は不要)
- (4) 計画変更承認通知書の写し(交付を受けている場合)
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### (交付の決定兼交付額の確定)

第 18 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定及び補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定兼補助金額確定通知書(様式第 16 号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書(様式第 17 号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第 1 項により交付決定及び交付額の確定を行ったときは、速やかに補助金を補助事業者等に支払うものとする。

#### (交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 19 条 市長は、第 6 条により採択を取り消した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第 19 号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

## 第 4 章 老朽建築物等の除却支援

#### (老朽建築物等の除却支援の要件)

第 20 条 次の各号の条件を満たしたものに限る。ただし、市長が認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 地積測量図が存すること又は、地積更正登記が完了していること。
- (2) 土地に存する建築物及び工作物を除却すること。
- (3) 原則として土地及び建物の所有権を有する者全員の同意が得られていること。
- (4) 第 5 条により採択され、事前同意書を提出していること。
- (5) 老朽建築物等の除却にあつては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法

律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、適正な分別解体及び再資源化を実施すること。

#### (対象者)

第 21 条 補助事業の対象となる者は、次に該当するものとする。ただし、市長が認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 第 5 条により採択された土地に存する老朽建築物の所有者、他の所有者から同意等を得た代表の所有者、当該建築物について家庭裁判所から選任を受けた財産管理人又は所有者が不在等で民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）第 171 条に規定する代替執行の決定を得た者。

#### (対象経費)

第 22 条 補助金の対象となる経費は、補助事業者等が当該年度内に実施する老朽建築物等の除却に要する経費のうち、次の各号の合計とし、1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。また、申請者が法人の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

- (1) 上部構造物の解体除却工事費
- (2) 特殊基礎（杭、地盤改良等）を除く基礎の解体除却工事費
- (3) 解体除却後の埋め戻し及び整地費
- (4) 解体除却工事に必要な仮設工事費
- (5) その他市長が必要と認める費用

#### (補助金の額)

第 23 条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

- (1) 対象経費
- (2) 市の定める額

#### (交付申請)

第 24 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 20 号（補助金の受け取りを他の者に委任する場合は様式第 20 号の 2））
- (2) 採択通知書の写し
- (3) 収支予算書
- (4) 位置図、現況写真
- (5) 平面図、求積図（平面図及び求積図は、登記事項証明書又は固定資産評価証明書から老朽建築物の現況延べ床面積が確認できる場合は提出しなくてもよい）
- (6) 老朽建築物等の除却事業に係る複数業者からの見積書の写し
- (7) 登記事項証明書（未登記の場合は建築年次記載の固定資産評価証明書）等建物の所有者と建築年次が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

#### (交付の決定)

第 25 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 21 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 22 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業の工事契約は、第1項による交付決定を受けた日以降でなければならない。

#### (補助事業の変更等)

第26条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第23号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第24号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更承認通知書(様式第25号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第26号)により、補助事業者等に通知するものとする。

#### (実績報告書の提出)

第27条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、原則としてこの事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は当該事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第27号)
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 領収書の写し又は補助事業者が当該除却工事を請け負った業者に支払ったことを証する書面の写し(該当しない場合は不要)
- (4) 事業が完了したことが判明できる写真
- (5) 建物滅失証明書の写し(未登記の場合は不要)
- (6) 建設リサイクル法第10条第1項の規定に基づく届出書の写し(該当しない場合は不要)
- (7) 収支決算書
- (8) その他市長が必要と認める書類

#### (交付額の確定)

第28条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書(様式第28号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付額が補助金等の交付の決定における額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

3 市長は、第1項により適合すると認めるときは、速やかに補助金を補助事業者等に支払うものとする。

#### (交付決定の取消し及び補助金の返還)

第29条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第30号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

## 第5章 土地の寄付受けの手続き

#### (寄付申込書の提出)

第30条 第5条において採択されたもののうち、第3条の寄付の要件を満たすものについて、申出者

は、次に掲げる書類を添付の上、寄付申込書（様式第 31 号）の提出をすること。ただし、市長が必要ないと認める書類についてはこの限りでない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 公図、位置図、測量図面
- (3) 所有者の住民票、戸籍謄本、印鑑証明書
- (4) 相続人が確認できる書類、相続人の同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### （寄付申込書の受理）

第 31 条 市長は、提出された寄付申込書に不備がないことを確認したうえで受理するものとする。

#### （寄付受納の決定及び寄付申出書の提出）

第 32 条 市長は、受理した寄付申込書をもとに寄付受納を決定した場合は、申出者に寄付受納決定通知（様式 32 号）を通知し、寄付申出書（様式第 33 号）の提出を求めるものとする。

2 寄付申出書の提出にあわせて、申出者は登記原因証明情報及び所有権移転登記承諾書を市長に提出しなければならない。

#### （申出者への通知）

第 33 条 市長は、所有権移転登記が完了した日を寄付受納日として、申出者に寄付受納書（様式第 34 号）を交付するものとする。

## 第 6 章 空地整備の支援

#### （空地整備の支援の要件）

第 34 条 次の条件を満たしたものに限る。

- (1) 寄付により、土地の所有権が市に移転していること。

#### （対象者）

第 35 条 補助事業の対象となる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 申請者は、別表 1 に定める区域においてまちづくり活動を継続的に行っているまちづくり協議会等（以下まちづくり協議会等という。）であること。
- (2) 責任を持って空地の維持管理及び運営を行う能力を有し、支援を行う必要があると市長が認める団体であること。

#### （事業期間）

第 36 条 事業期間は、事業開始日から起算して、3 年以上を経過した日の属する年度の年度末とする。ただし、必要に応じて変更することができる。

2 前項の規定による事業期間は、期間満了日の 3 ヶ月前までに、まちづくり協議会等の書面による異議の申出がない場合には、以後、1 年ごとに自動的に更新するものとする。

3 前項の規定に関わらず、まちづくり協議会等は、年度途中で事業を終了しようとするときは、あらかじめ市と協議のうえ、その承認を受けなければならない。

#### （協定等の締結）

第 37 条 市長は、まちづくり協議会等と次の各号に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の目的となる土地の位置及び区域
- (3) 事業の実施期間

- (4) 土地の整備が必要な場合にあつては、当該土地の整備に関する事項
- (5) 土地の維持管理に関する事項

#### (対象経費)

第 38 条 補助金の対象となる経費は、補助事業者等が当該年度内に実施する空地の整備又は修繕（整備後に生じた課題を解決するためのもの）に要する経費のうち、次の各号の合計とし、1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。また、申請者が法人の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

- (1) 設計費
- (2) 工事費
- (3) 工事監理費
- (4) その他市長が必要と認める費用

#### (補助金の額)

第 39 条 整備に要する補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

- (1) 対象経費
  - (2) 整備する空地の面積に 1 平方メートル当たり 9 千円を乗じて得た額に 30 万円を加えた額
  - (3) 150 万円
- 2 修繕に要する補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額のいずれか低い額
- (1) 対象経費
  - (2) 10 万円

#### (交付申請)

第 40 条 申請者は、第 37 条による協定の締結後、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 35 号（補助金の受け取りを他の者に委任する場合は様式第 35 号の 2））
- (2) 採択通知書の写し
- (3) 位置図、現況写真
- (4) まちづくり協議会等の役員名簿、団体規約若しくは定款及び区域図
- (5) 事業計画書
- (6) 収支予算書（整備の見積書の写しを添付）
- (7) その他市長が必要と認める書類
- (8) 修繕については、修繕を行う日の属する年度の翌年度の年度末又は管理に関する協定の締結日から起算して 3 年を経過した日の属する年度末のうち、いずれか遅い年度末まで事業を継続することが分かる書類

#### (交付の決定)

第 41 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 36 号）
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。
- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 37 号）
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 補助事業の工事契約は、第 1 項による交付決定を受けた日以降でなければならない。

#### （補助事業の変更等）

第 42 条 補助事業者等は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 38 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 39 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 40 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 41 号）により、補助事業者等に通知するものとする。

#### （実績報告書の提出）

第 43 条 補助事業者等は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、原則としてこの事業が完了した日から起算して 15 日を経過した日又は当該事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第 42 号）
- (2) 契約書の写し
- (3) 事業が完了したことが判明できる写真
- (4) 収支報告書
- (5) 領収書の写し又は補助事業者が当該工事を請け負った業者に支払ったことを証する書面の写し（該当しない場合は不要）
- (6) その他市長が必要と認める書類

#### （交付額の確定）

第 44 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金額等確定通知書（様式第 43 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付額が補助金等の交付の決定における額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

3 市長は、第 1 項により適合すると認めるときは、速やかに補助金を補助事業者等に支払うものとする。

#### （交付決定の取消し）

第 45 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 45 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

#### （標 識）

第 46 条 空地の概要その他必要な事項を記した標識を作成し、当該空地の見やすい場所に掲げなければならない。

#### （維持管理及び運営）

第 47 条 事業完了後においても当該補助金の交付の目的が達せられるよう、空地の適切な維持管理及び運営に主体的に取り組まなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成 28 年 9 月 30 日から施行する。

この要綱は、令和元年 7 月 16 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

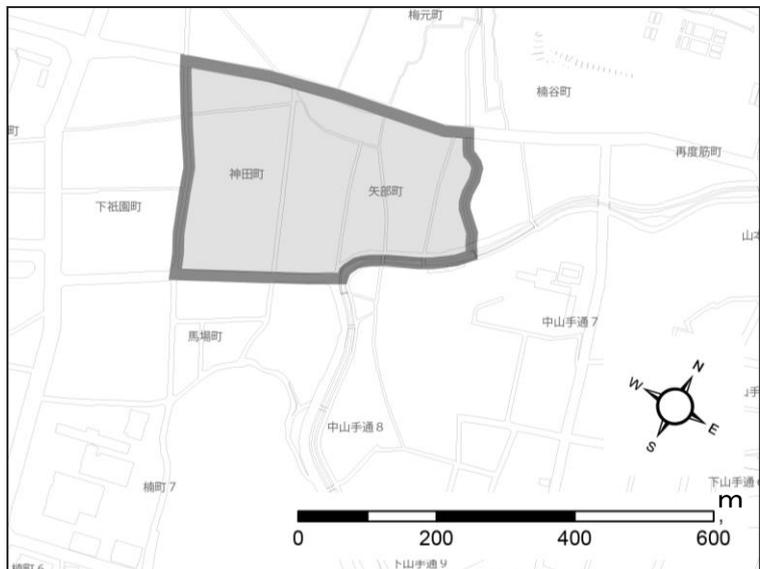
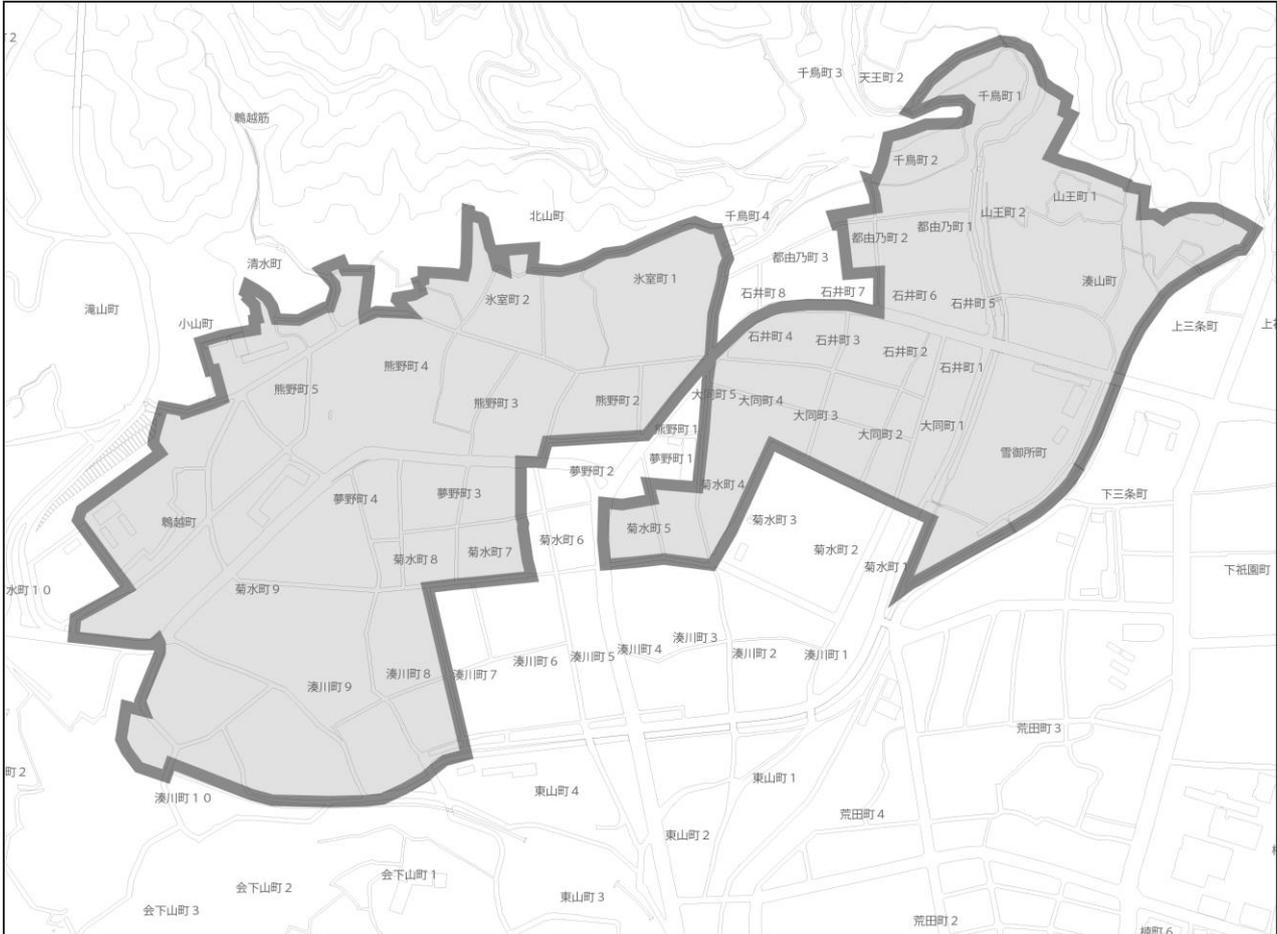


## 2. 兵庫北部地区

### 対象区域<兵庫北部>

氷室町1丁目の一部、2丁目、熊野町2～5丁目、鶴越町、夢野町3～4丁目、菊水町4～5丁目、7～9丁目、10丁目の一部、湊川町8～9、10丁目の一部、雪御所町、大同町1～5丁目、石井町1～6丁目、湊山町、山王町1～2丁目、都由乃町1～2丁目、千鳥町1～2丁目、矢部町、神田町

### 区域図(参考)

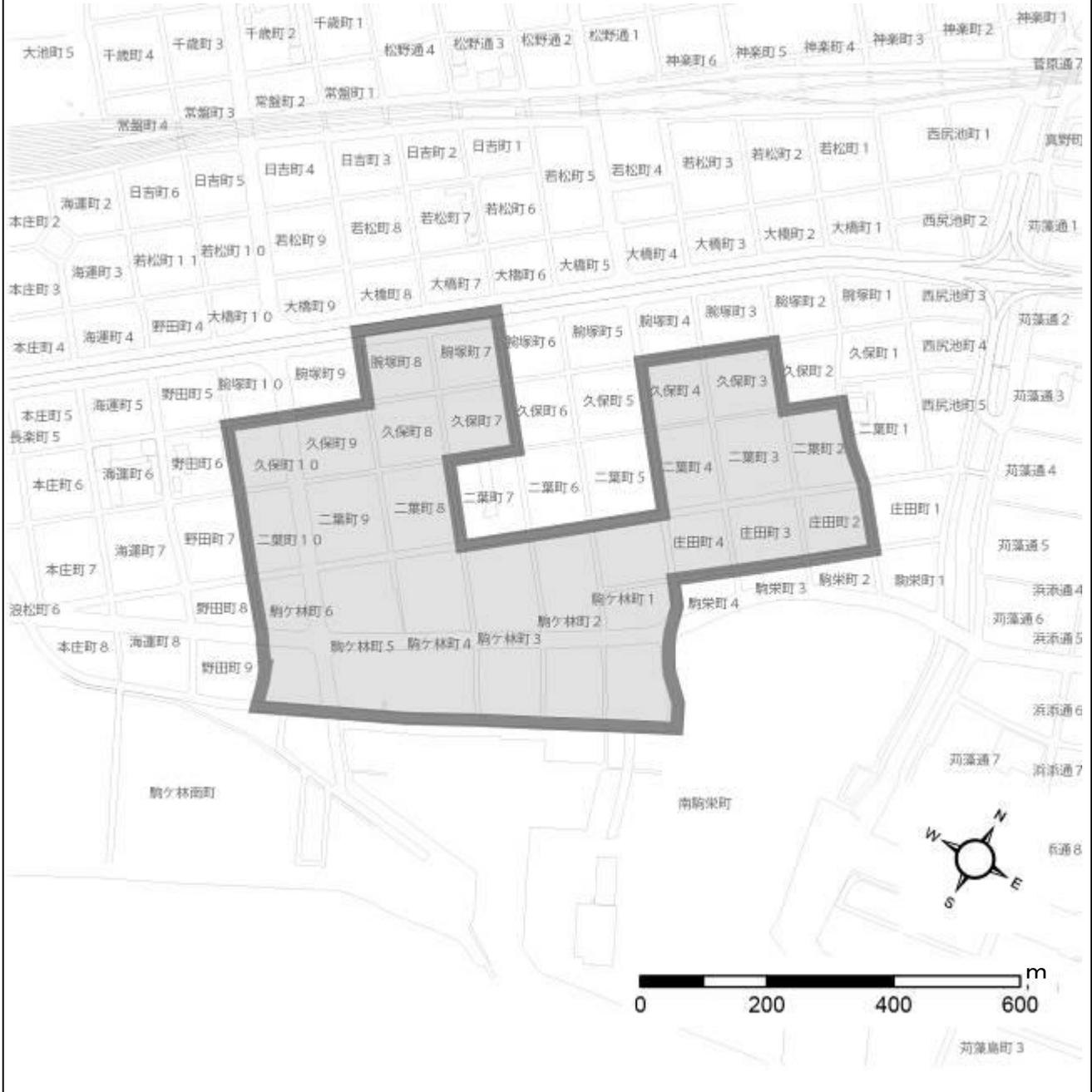


### 3. 長田南部地区

#### 対象区域<長田南部>

腕塚町7～8丁目、久保町3～4，7～10丁目、二葉町2～4丁目，8～10丁目、庄田町2～4丁目、駒ヶ林町1～2丁目，3～5丁目の各一部，6丁目

#### 区域図（参考）

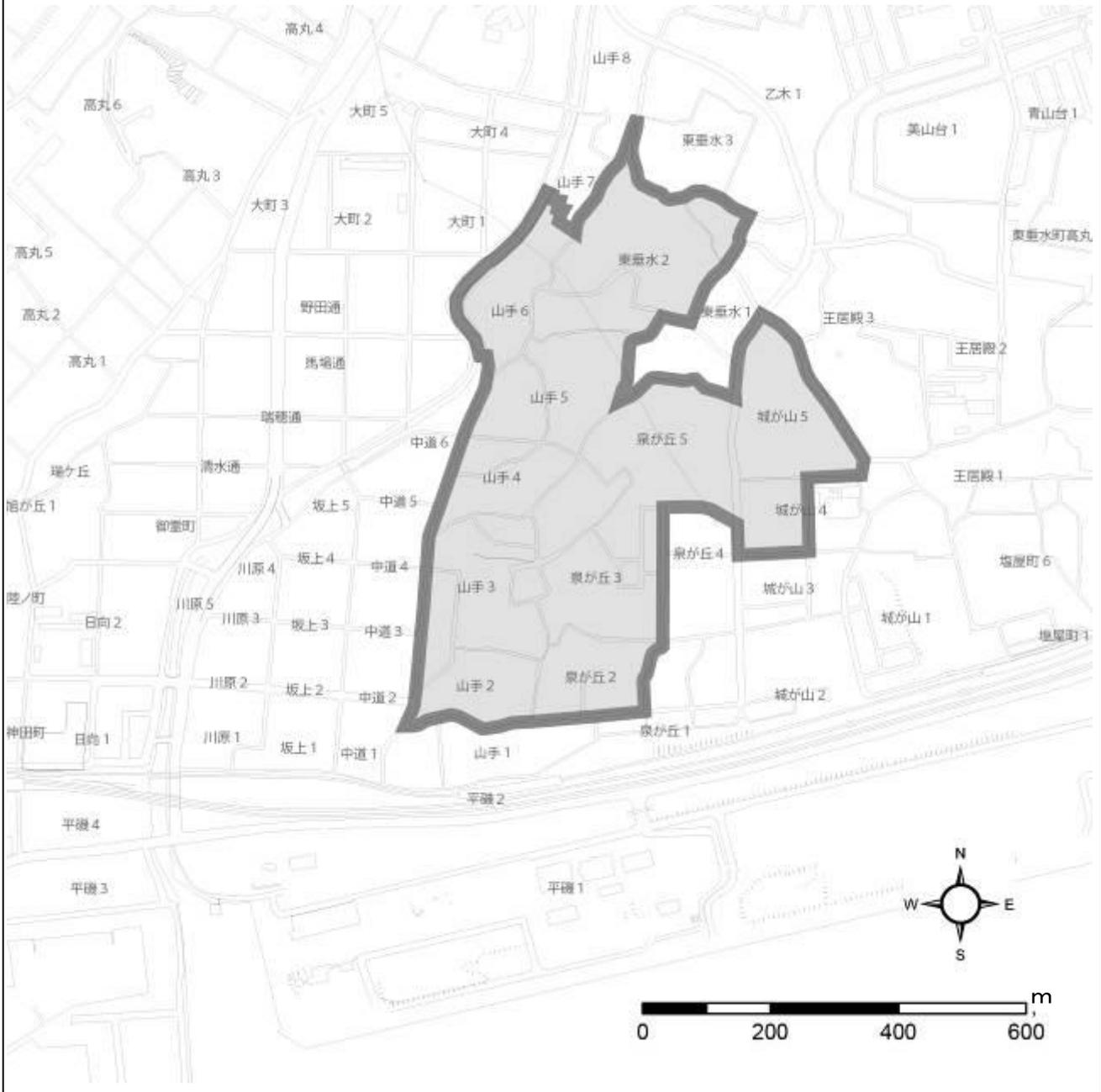


#### 4. 東垂水地区

##### 対象区域<東垂水>

山手2～6丁目、山手7丁目の一部、東垂水2丁目、泉が丘2～3丁目、4丁目の一部、5丁目、城が山4丁目の一部、5丁目

##### 区域図(参考)



別表2 様式集

第2章 土地の寄付受けの採択等

種 類	関係条文	様 式
採択申請書	要綱第4条	様式第1号
採択通知書	要綱第5条 第2項	様式第2号
不採択通知書	要綱第5条 第2項	様式第3号
事前同意書	要綱第5条 第3項	様式第4号
採択取消通知書	要綱第6条	様式第5号

第3章 土地の境界確定支援

種 類	関係条文	様 式
計画承認申請書	要綱第11条	様式第6号
計画承認通知書	要綱第12条	様式第7号
計画不承認通知書	要綱第12条	様式第8号
計画承認内容変更申請書	要綱第13条	様式第9号
計画変更承認通知書	要綱第13条 第2項	様式第10号
計画承認取下げ・取止め届	要綱第14条	様式第11号
計画承認取下げ・取止め通知書	要綱第14条 第4項	様式第12号
計画承認取消通知書	要綱第15条 第2項	様式第13号
完了報告書	要綱第16条	様式第14号
補助金交付申請書	要綱第17条	様式第15号
補助金交付申請書	要綱第17条	様式第15号の2
補助金交付決定兼補助金額確定通知書	要綱第18条	様式第16号
補助金不交付決定通知書	要綱第18条 第2項	様式第17号
補助金交付決定取消通知書	要綱第19条 第2項	様式第19号

第4章 老朽建築物等の除却支援

種 類	関係条文	様 式
補助金交付申請書	要綱第24条	様式第20号
補助金交付申請書 【収支予算書】	要綱第24条	様式第20号の2 参考様式
補助金交付決定通知書	要綱第25条	様式第21号
補助金不交付決定通知書	要綱第25条 第2項	様式第22号
補助金交付決定内容変更承認申請書	要綱第26条	様式第23号
補助事業中止（廃止）承認申請書	要綱第26条	様式第24号
補助金交付決定変更承認通知書	要綱第26条 第2項	様式第25号
補助事業中止（廃止）承認通知書	要綱第26条 第2項	様式第26号
補助事業実績報告書 【収支決算書】	要綱第27条	様式第27号 参考様式
補助金額確定通知書	要綱第28条	様式第28号
補助金交付決定取消通知書	要綱第29条	様式第30号

## 第5章 土地の寄付受けの手続き

種 類	関係条文	様 式
寄付申込書	要綱第 30 条	様式第 31 号
寄付受納決定通知書	要綱第 32 条	様式第 32 号
寄付申出書	要綱第 32 条	様式第 33 号
寄付受納書	要綱第 33 条	様式第 34 号
登記原因証明情報及び所有権移転登記承諾書		参考様式

## 第6章 空地整備の支援

種 類	関係条文	様 式
<b>【空地の管理に関する協定書】</b>		参考様式
補助金交付申請書	要綱第 40 条	様式第 35 号
補助金交付申請書	要綱第 40 条	様式第 35 号の 2
<b>【事業計画書】</b>		参考様式
<b>【収支予算書】</b>		参考様式
補助金交付決定通知書	要綱第 41 条	様式第 36 号
補助金不交付決定通知書	要綱第 41 条 第 2 項	様式第 37 号
補助金交付決定内容変更承認申請書	要綱第 42 条	様式第 38 号
補助事業中止（廃止）承認申請書	要綱第 42 条	様式第 39 号
補助金交付決定変更通知書	要綱第 42 条 第 2 項	様式第 40 号
補助事業中止（廃止）承認通知書	要綱第 42 条 第 2 項	様式第 41 号
補助事業実績報告書	要綱第 43 条	様式第 42 号
<b>【収支決算書】</b>		参考様式
補助金額確定通知書	要綱第 44 条	様式第 43 号
補助金交付決定取消通知書	要綱第 45 条	様式第 45 号